各種福祉手当　該当する方は申請を

下表のいずれかの要件に該当する方には手当が支給されます。既に受給している方は、手続きの必要はありません。

また、最近転入した方で前住所地で手当を受けていた方は、新たな申請や変更手続きが必要です。

手当の申請には、印鑑のほかに身体障害者手帳、愛の手帳、診断書のいずれかと、転入者は所得証明書（区市町村によって名称が異なる）が必要な場合があります。

特別児童扶養手当の申請は、①世帯全員の全部の内容が記載されている住民票②申請者と児童の戸籍謄本が必要です。

※障がい者が施設を退所した場合も新たに申請が必要となります。

※詳細はお問い合わせ下さい。

問障がい福祉課☎724・2136FAX724・1191

各種福祉手当一覧

2011年4月1日現在

手当の種類	対　象	手当額（月額）
特別児童扶養手当	①～③のいずれかを満たす20歳未満の児童を扶養している方 ①身体障害者手帳＝おおむね1～3級②愛の手帳＝おおむね1～3度③日常生活に著しい制限を受ける程度の疾病、精神障がいがある ※児童が施設に入所中、障がいを理由とする年金を受給中、保護者・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の場合は除きます。	国民年金法障害等級が、1級＝5万550円、2級＝3万3670円
心身障害者福祉手当	①～④のいずれかを満たす20歳以上の方 ①身体障害者手帳＝1・2級②愛の手帳＝1～3度③脳性マヒ④進行性筋萎縮症 ※65歳以上で新規申請する方、施設入所者、所得が一定額以上の方は除きます。また、精神障害者保健福祉手帳は対象になりません。	1万5500円
障害児福祉手当	①～③のいずれかを満たす20歳未満の方 ①身体障害者手帳＝おおむね1・2級②愛の手帳＝おおむね1・2度③これらと同等な疾病、あるいは精神障がいがある ※施設入所者、障がいを理由とする年金を受給中である、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。	1万4330円
特別障害者手当	日常生活で常に特別の介護を必要とし、①～④のいずれかを満たす20歳以上の方 ①身体または精神に著しい重度の障がいがあり日常生活で自己の用を自身でできない②重度の身体障がいと重度の精神障がいが重複している③身体に2つ以上の異なる重度の障がいがある④疾病により長期にわたり絶対安静を必要とする病状にある ※施設入所者、3か月以上継続して入院中の方、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。	2万6340円
重度心身障害者手当	①～③のいずれかを満たす、常時複雑な介護を必要とする方 ①重度の知的障がいで、常時著しい精神症状がある②重度の知的障がいと重度の身体障がいがある③重度の肢体不自由者で、両上肢及び両下肢の機能が失われ座っているのが困難である ※65歳以上で新規申請する方、施設入所者、3か月以上継続して入院中の方、所得が一定額以上の方は対象になりません。	6万円

※扶養義務者＝申請者と同居している父母、祖父母、子、兄弟姉妹、孫等

ご案内

再申請が必要です　国民健康保険限度額適用認定証

国民健康保険に加入している75歳未満の方（後期高齢者医療制度加入者を除く）で、入院時に医療費の負担が少なくなる「国民健康保険限度額適用認定証」や「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、7月末日に有効期限が終了します。

8月からは、2011年度市民税の課税状況により、改めて所得区分を判定するため、引き続き入院される方、入院の予定がある方は、再申請が必要です。

申請できる方は①国民健康保険税に未納がない70歳未満の方②70歳以上の2011年度市民税非課税世帯の方です。

ご希望の方は、国民健康保険証をお持ちのうえ、保険年金課保険給付係（市役所本庁舎4階）へおいで下さい。

※市民センター等では交付できません。

問保険年金課☎724・2130

地球環境保全ポスター展　作品募集

身近なごみ問題や環境問題に対する思いを表したポスター作品を募集します。応募作品は、10月2日に開催される町田エコフェスタで展示されます。また、応募者全員に参加賞があります。

2010年度入賞作品

対市内在住、在学の小学1～5年生、中学1～2年生

申縦35cm×横40cmの画用紙（表面の下2cm内に学校名・学年・氏名を明記）を、9月21日まで（必着）に郵送で東京町田東ロータリークラブ事務局（〒194－0013、原町田4－16－21、キムラヤビル2階、☎720・5633FAX720・2856）へ。

問ごみ減量課☎797・0530FAX797・5374

2011年度～つながりひろがる地域支援事業　後期募集

市内を活動の場とする団体自らが、地域の諸団体と協働・連携して企画・実施する、「地域の課題解決」を促進する事業に対し、事業費を補助します。

対町内会・自治会、PTA、子ども会、NPO法人、市民活動団体等

内事業に必要な対象経費の4分の3または全額を補助（いずれも上限は20万円）

※事業対象期間は10月1日～2012年3月31日です。

※詳細は、「ガイドライン」（市民協働推進課で配布中、町田市ホームページからダウンロードも可）をご覧下さい。

申9月1日まで

※申請の際には事前にご相談下さい。

問市民協働推進課☎723・2891FAX723・2946

2011年度～排水設備工事責任技術者　共通資格試験

日10月16日（日）午前10時～正午

場青山学院大学（渋谷区）

費6000円

申所定の申込書（7月25日から町田市業務課（成瀬クリーンセンター内）で配布）に記入し、8月3日～9月1日に郵送で東京都下水道サービス（株）（☎03・3241・0818）へ。

【排水設備工事責任技術者資格試験等及び登録等が変更になりました】

6月30日から排水設備工事責任技術者資格試験及び更新講習の実施者が、「日本下水道協会東京都支部長」から「東京都下水道局長」に変わりました。

同時に、東京都下水道局長に登録している排水設備工事責任技術者は、都内全域（島しょ部を除く）の各下水道管理者の登録を受けた者とみなされます。

詳細は東京都下水道局ホームページ（http://www.gesuim etro.tokyo.jp/）をご覧下さい。

◇

問町田市業務課☎720・1821

今年度の包括外部監査のテーマが　決まりました

今年度の包括外部監査のテーマは「ごみ処理に関する事務の執行について」です。

包括外部監査は、市政運営へのチェック機能を強化し、市政の透明性の向上を図り、市政に対する市民の信頼を高めるために、2007年度から導入したものです。

今回のテーマは、包括外部監査人が、「地方公共団体の効率性、組織・運営の合理化や規模の適正化」を達成するために、市の財務に関する執行等のうち、自らの識見で選定したものです。結果は、来年2月にまとまります。

※これまでの包括外部監査の結果や進捗状況は、町田市ホームページでご覧いただけます。また、市政情報やまびこでも閲覧できます。

問経営改革室☎724・2503FAX724・1163

市役所本庁舎・各市民センター等で無料配布中　みんなのおでかけマップ2011年版

みんなのトイレ整備施設の紹介、高齢者や障がい者が利用しやすいタクシー・福祉運送事業者の紹介、市内各駅の周辺地図などを掲載しています。

問福祉総務課☎724・2133FAX724・1187

町田市民文学館　キャベたまたんていとなぞを追え！　三田村信行展

会期　7月23日（土）～9月25日（日）

時間　午前10時～午後5時

休館日　毎週月曜日（9月19日は開館）、第2木曜日

問町田市民文学館☎739・3420FAX739・3421

町田市在住の児童文学作家・三田村信行氏を2部構成でご紹介します。

第1部では三田村氏の作品の魅力をモチーフごとに紹介します。「おとうさんがいっぱい」などでコンビを組んだ佐々木マキ氏の作品や挿絵の原画も展示します。

第2部では「キャベたまたんてい」シリーズの世界を再現します。キャラクターと一緒に謎を追いながら、お話を楽しみます。

©宮本えつよし

関連催事

【①オープニングイベント「来て・見て・広げよう！おはなしの世界」】

日7月23日（土）午前10時～11時

内局田奈都子氏による読み聞かせ（「ゆめであいましょう」「うさぎのゆめ」）、展覧会オリジナルグッズが当たる抽選会

定100人（先着順）

【②“ギャベたまたんてい カルタ”をつくろう！】

対小学1～6年生

日8月4日（木）午後2時～4時

講同館学芸員

定20人（申し込み順）

【③キャベたま工作会】

対小学3～6年生

日8月9日（火）A＝午前10時～正午、B＝午後1時30分～3時30分

内A＝ペットボトルカー作り B＝ビックリカメラ作り

※作品は、後日展示室内に展示します。

講「キャベたまたんてい」シリーズ挿絵画家・宮本えつよし氏

定各20人（申し込み順）

【④おはなし作りにチャレンジ！】

対小学3～6年生

日8月18日（木）午前10時～正午、午後1時30分～3時30分

講宮本えつよし氏

定各20人（申し込み順）

【⑤あつまれ！土曜おはなし会】

日毎週土曜日午後2時～2時30分

講町田かみしばいサークルふわふわ座、まちだ語り手の会、大人の麦茶

定20人（先着順）

【⑥展示解説】

日7月27日（水）、8月13日（土）、24日（水）、9月10日（土）、21日（水）、各日とも午後2時30分～3時30分

◇

場同館

申①⑤⑥直接会場へ、②③④7月21日午前9時から電話で同館へ。

※その他、夏休み期間中3回来場した小・中学生へのプレゼント等のイベントがあります。

健康案内

健康づくり

食改善調理実習　親子クッキング【親子で挑戦！手打ちうどん】

対市内在住の5歳～小学3年生とその保護者

日8月24日（水）午前9時30分～午後1時

場健康福祉会館

内栄養士の話、調理実習・会食

定12組（申し込み順）

費500円（材料費）

申電話でイベントダイヤル（☎724・5656）へ。

問健康課☎725・5178FAX725・5198

8月の母子健康案内　お気軽にご相談下さい

問健康課☎725・5422FAX725・5198

事業名	会場	開催日		時間	対象	内容	
もうすぐママ・パパのためのぷれぴよクラス（母親学級）－4日間コース－（申し込み制）	健康福祉会館	5日（金）		午後1時30分～4時	16～27週の妊婦	1日目	妊娠中の過ごし方、母乳のお話
		19日（金）				2日目	グループワーク、妊婦体操（実習）
		26日（金）				3日目	歯の衛生、栄養と食生活
		27日（土）		午後1時～3時		4日目	もく浴実習、妊婦体験、新生児の保育
離乳食講習会（申し込み制）※後期の申し込みは、電話でイベントダイヤル（☎724・5656）へ。	健康福祉会館	初期	15日（月）または29日（月）	午前9時55分～11時45分 受付　午前9時30分から	4～5か月児	離乳食の進め方のお話と試食	
		後期	26日（金）		8～9か月児	離乳食後期のお話と試食、歯の話	
乳幼児・母性相談 ※母子手帳をお持ちのうえ、直接会場へおいで下さい。	健康福祉会館	1、8、22日（月）		受付 午前9時45分～11時30分 午後1時30分～3時	2か月～就学前のお子さんとその保護者	身長・体重測定 保育相談 栄養相談 歯科相談 母親のからだの相談	
	子どもセンターぱあん	5日（金）					
	鶴川分館	4日（木）					
	リサイクル文化センター	17日（水）					
	堺市民センター	3日（水）					

みんなで支え合う　介護保険制度③

居宅での介護保険サービス

問介護保険課☎721・3136FAX721・0913

要支援・要介護に認定された方は、介護保険サービスが利用できます。居宅でサービスを受けるためには在宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成が必要です。

ケアプランの作成

要介護の方は

ケアプランを作成します。ご自身でも作成できますが、居宅介護事業者に依頼することをお勧めします。ケアプランは、介護度に応じた限度額内で、本人の希望や心身の状態に応じて1か月単位で立てます（左下図が一例）。

要支援の方は

介護予防ケアプランを作成します。担当の高齢者支援センターで職員が中心となって、本人の状況に合ったプランを作成します。

自宅で暮らしながら受けられる介護保険サービス

代表的なサービスとして、「在宅サービス」、「通所サービス」があります。

在宅サービスには、ヘルパーや看護師等が自宅に訪問し、入浴介助や看護・リハビリ等を行うものがあります。

通所サービスには、送迎車等を利用し施設に通い、レクリエーション等を行うデイサービスやデイケアサービス（通所型リハビリテーション施設）、短期間の宿泊を行うショートステイ等があります。

◇

自分らしくいきいきとした生活を送るためには、ご自身がどうありたいかが重要です。ケアマネージャーとよく相談してケアプランを決めていきましょう。

ケアプランの例　Aさんのプラン（1か月4週間の場合）

認定	要介護2	病名	関節リウマチ、糖尿病
家族	独居	状態	つかまり歩きはできるが家事はできない
要望	できるだけ在宅で生活したい／リハビリしながらできることは自力でしたい		

週間計画

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	訪問介護	通所リハビリテーション	糖尿病の管理	訪問介護	通所リハビリテーション		
午後	生活援助	持病のリハビリ	訪問看護	生活援助	持病のリハビリ		

※上記計画に基づき生活をした場合の自己負担額（1割分）は、月額約1万5000円です（介護度・利用時間等によって異なる）。また、通所リハビリテーションでの実費負担分（食費等）が別途かかります。

公開している会議　傍聴のご案内

会議名	日時	会場	定員	申し込み
町田市地域密着型サービス運営委員会	7月26日（火）午後6時30分から	健康福祉会館2階健康教育室	4人（申し込み順）	電話で介護保険課（☎721・3136）へ
町田市環境審議会	8月1日（月）午後6時30分～8時30分	森野分庁舎2階第二・三会議室	10人（申し込み順）	7月29日午後5時までに電話で環境総務課（☎797・9611）へ
町田市保健医療計画推進協議会	8月4日（木）午後7時～9時	健康福祉会館2階健康教育室	10人（申し込み順）	8月3日午後5時までに電話で健康総務課（☎724・2916）へ

お知らせ

ご案内

募集します　仕事と家庭の両立推進企業賞

市では、ワーク・ライフ・バランス推進に積極的に取り組む市内の企業や事業所を募集します。

仕事と家庭の両立を支援し、男女ともに働きやすい職場環境づくりを積極的に進める企業等を表彰し、その取り組みを本紙や町田市ホームページ、受賞企業紹介リーフレット等でご紹介します。ぜひご応募下さい。自薦、他薦は問いません。

対象は、次のような取り組みをされている市内の企業等です。

①仕事と家庭両立支援への取り組み

②男女がともに働きやすい職場づくりへ向けた取り組み

③性別にとらわれない、従業員の能力活用や職域拡大への取り組み

④その他独自の取り組み

申応募用紙に必要事項を明記し、直接または郵送で男女平等推進センター（〒194－0013、原町田4－9－8、☎723・2908）、または産業観光課（〒194－0022、森野1－33－10、☎724・2129）へ。

※応募用紙は町田市ホームページからダウンロードできます。様式が異なっていても、内容がわかれば結構です。

またホームページでは、過去の受賞企業の主な取り組み内容等もご覧いただけます。

都市計画案をご覧下さい

【町田都市計画公園の変更及び町田都市計画特別緑地保全地区の変更】

次の期間にご覧いただけます。

日7月22日（金）～8月5日（金）の午前8時30分～午後5時（土・日曜日を除く）

場都市計画課（市役所中町第三庁舎1階）、公園緑地課（市役所本曽庁舎1階）

※期間中、利害関係人は意見書（様式有り）を提出することができます。提出は、8月5日まで（必着）に直接または郵送で、都市計画課（〒194－0021、中町1－4－2）または、公園緑地課（〒194－0033、木曽町2185－1）へ。

問都市計画課☎709・0561FAX709・0598、公園緑地課☎793・7613FAX793・7617

鶴見川流域で土地の改変を行う方へ

～東京都に雨水浸透阻害行為の許可申請が必要となる場合があります～

特定都市河川浸水被害対策法により、鶴見川流域で1000㎡以上の土地の改変を行う場合は、東京都知事の許可が必要です。これは、市街化により、河川整備が困難な鶴見川流域における浸水被害を防止するためです。

町田市、稲城市の鶴見川流域における雨水浸透阻害行為の許可申請には手数料が必要です。
（許可申請手数料：15万2500円、変更許可申請手数料：4万円）

○許可を必要とする雨水浸透阻害行為の具体例

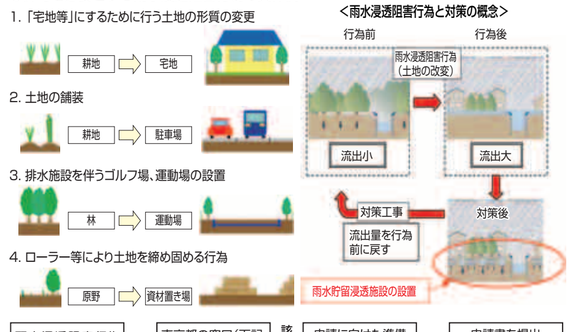

問東京都都市整備局都市基盤部調整課施設計画係☎03・5388・3298、町田市上下水道総務課☎720・1819

パブリックコメント予告　市では条例・計画などの策定を進めるにあたり、市民の皆さんにご意見を伺います

8月1日から下表のパブリックコメント（意見公募）の実施を予定しています。

案件名	町田市下水道ビジョン（案）
募集期間	8月1日（月）～31日（水）
案の公表方法	・本紙8月1日号に概要を掲載 〈8月1日以降〉 ・町田市ホームページに詳細を掲載 ・市役所、各市民センター、各市立図書館等で資料の閲覧、配布 ※各窓口で開所日・時間が異なります。
意見等の提出方法	・郵便　・ファクシミリ　・Eメール ・上下水道総務課ほか、指定の窓口への提出
担当課	上下水道総務課☎720・1819FAX727・2988